

# 施設介護サービス費の見直し（案）

## 1. 介護保険3施設に係る施設介護サービス費

### (1) 居住費の水準の考え方

- 今回の見直しにおいては、報酬から控除する「居住費」については、居住環境に応じて設定。
- 居住環境という観点から見ると「多床室」と「個室」とは相当の差異があることから、報酬から控除する「居住費」の水準については、個室については、「室料相当+光熱水費相当」を、多床室については、「光熱水費相当」を、それぞれ「居住費」の水準として設定。
- 具体的な水準については、次のデータを総合的に勘案し設定。

#### ①介護保険施設のコスト構造（事業経営の観点）

介護保険施設の平均的な収支から見た「居住」に関連する費用（減価償却費、光熱水費等）

(参考) 介護保険三施設における居住費用

(単位：円)

		ユニットケア 個室	個室	多床室
介護老人福祉 施設	合計	67,794	53,931	46,248
	減価償却費	49,071	37,688	32,319
	光熱水費	18,723	16,243	13,929
介護老人保健 施設	合計	—	60,509	52,878
	減価償却費	—	44,428	38,825
	光熱水費	—	16,081	14,053
介護療養型医 療施設	合計	—	63,936	56,483
	減価償却費	—	50,827	44,902
	光熱水費	—	13,109	11,581

※1 現在集計中の介護事業経営概況調査（平成16年10月実施）のうち、居住費用についてのみに特別に集計したもの。（速報値であり、数字は精査中）

※2 介護老人福祉施設については国庫負担補助取り崩しを除かない分

※3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門を含んでいる。

②在宅とのバランス（利用者側の観点）

在宅にいる高齢者や、在宅に近い居住環境にある居住系サービスを利用して  
いる高齢者が平均的に負担している「居住費」の範囲・水準

(参考) 居住系サービスにおける利用者負担

<p>有料老人ホーム</p> <p>利用料（管理費＋食費） 約17万円 介護サービス利用者負担 約2万円（要介護度3）</p>	<p>厚生労働省調べ</p> <p>合計19万円程度</p>
<p>ケアハウス</p> <p>食材料費、光熱水費 約4.5万円 事務費 平均2.3万円 管理費 1～5万円 介護サービス利用者負担 約2万円（要介護度3）</p>	<p>合計10～14万円程度</p>
<p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>家賃 約3.6万円 光熱水費 約1.2万円 食材料費 約3.4万円 介護サービス利用者負担 約2.5万円（要介護度3）</p>	<p>合計11万円程度</p>

(注) 有料老人ホームの費用の支払い方法については、入居時に一時金を取る場合と取らない場合があり、一時金を取る場合であっても、一時金の額と月額利用料の配分、居室当たりの面積、サービス内容なども様々である。

○ 高齢者世帯 1人1月当たり消費支出(光熱・水道)

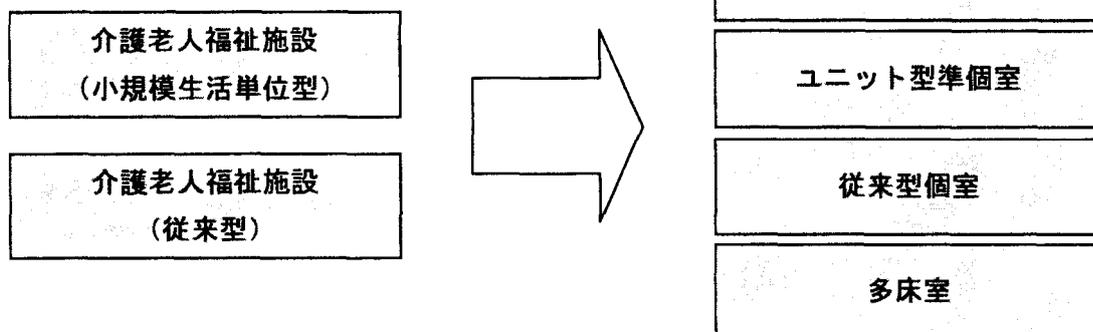
15,089円(月額) / 1.59人(世帯人員) = 9,490円

第9表 (高齢者のいる世帯) 世帯主の就業状態別 1世帯当たり1か月間の収入と支出  
Holds with The Aged Yearly Average of Monthly Receipts and Disbursements per Household by Employment Status  
平成15年 2003

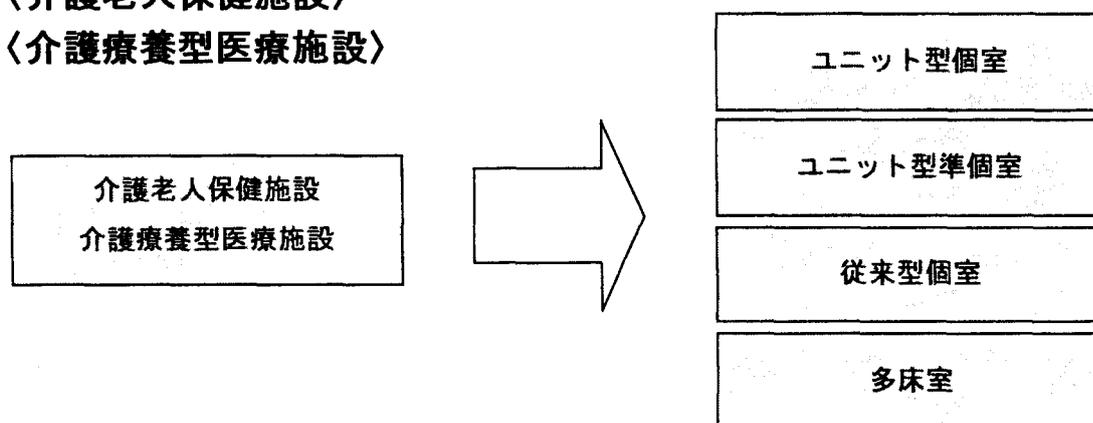
項 目	世帯主が65歳以上の世帯				〈再掲〉	
	Household heads aged 65 years and over	Working households	Other households excluding working households	No-occupations households	(Retirees) Aged households	No-occupations households
世帯数	8,214	1,232	1,703	5,279	4,693	5,373
世帯数(推定)	3,818	565	743	2,056	1,778	1,344
世帯主1人当たりの平均(人)	2.12	2.98	2.62	1.98	1.59	1.55
世帯主の平均(人)	0.77	1.58	1.98	0.22	0.31	0.33
世帯主の平均(歳)	63.5	64.2	68.2	71.3	72.8	73.4
世帯主の平均(%)	65.0	78.4	92.5	84.2	84.2	81.9
家族・地代を支払っている世帯の割合(%)	14.3	20.4	7.3	13.4	15.3	16.2
収入総額	...	801,036	...	583,224	...	439,823
支出総額	...	382,242	...	190,112	...	173,334
消費支出総額	...	301,036	...	523,224	...	490,325
消費支出総額	...	325,551	...	232,986	...	209,267
消費支出総額	233,108	281,959	261,951	212,180	202,354	182,254
光熱・水道	17,646	19,897	21,593	16,191	15,089	14,392
電力	7,368	8,233	10,516	7,063	6,827	6,343
ガス	4,627	5,150	5,128	4,834	4,105	2,999
水道	1,188	1,169	1,202	1,190	1,080	1,184
その他	3,811	4,326	4,699	3,467	3,077	2,944

○ 施設介護サービス費は、介護保険3施設それぞれについて、居住環境の違いに応じ、報酬類型を4類型とする。

### 〈介護老人福祉施設〉



### 〈介護老人保健施設〉 〈介護療養型医療施設〉



## (2) 具体的な控除範囲・水準及び基準

○ 介護保険3施設それぞれについて、介護報酬から控除する「居住に要する費用」の範囲・水準については、次のとおりとする。

①ユニット型個室	室料＋光熱水費相当	6万円／月・人
②ユニット型準個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
③従来型個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
④多床室	光熱水費相当	1万円／月・人

※ 現行の「小規模生活単位型介護福祉施設サービス費」からは既に居住費用が一部除外されており、ユニット型の介護老人福祉施設の報酬水準の設定に当たってはこれを踏まえることとする。

※ 介護老人福祉施設の従来型個室の報酬水準の設定に当たっては、国庫補助金等相当額を勘案することとする。

※ 現行の報酬体系において、特別な室料の支払いを求める場合には減算される仕組み（療養環境減算）は、原則廃止することとする。

※ 「小規模生活単位型介護福祉施設サービス費」に係る低所得者の利用者負担の軽減のための加算については廃止することとする。

○ 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のユニット型個室の基準については、介護老人福祉施設のユニット型個室の基準並びとする。

※ 介護老人福祉施設のユニット型個室に係る基準

【設備に関する基準】

① ユニット

○ 居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成。

○ 居室：・定員は1人とする。

・ユニットの共同生活室に近接して一体的に設置。

・ユニットの入居定員は、概ね10人以下。

・床面積は13.2㎡以上。

○ 共同生活室：床面積は、2㎡×当該ユニットの入居定員以上。

○ 洗面設備・便所：居室ごと又は共同生活室ごとに適当数設置。

○ 浴室：要介護者が入浴するのに適したものとする。

② 廊下幅 1.5m以上（中廊下1.8m以上）

※ 廊下の一部の幅を拡張し、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められることが必要（そうでない場合には、一般の介護老人福祉施設と同じ1.8m以上（2.7m以上））

【運営に関する基準】

○ 介護、食事等、適切なユニットケアを行うための基準 等

○ 介護保険3施設のユニット型準個室の基準については、居室の面積、居室間を隔てる壁について、一定の基準緩和を行う。

○ 完全な個室と準個室との比較

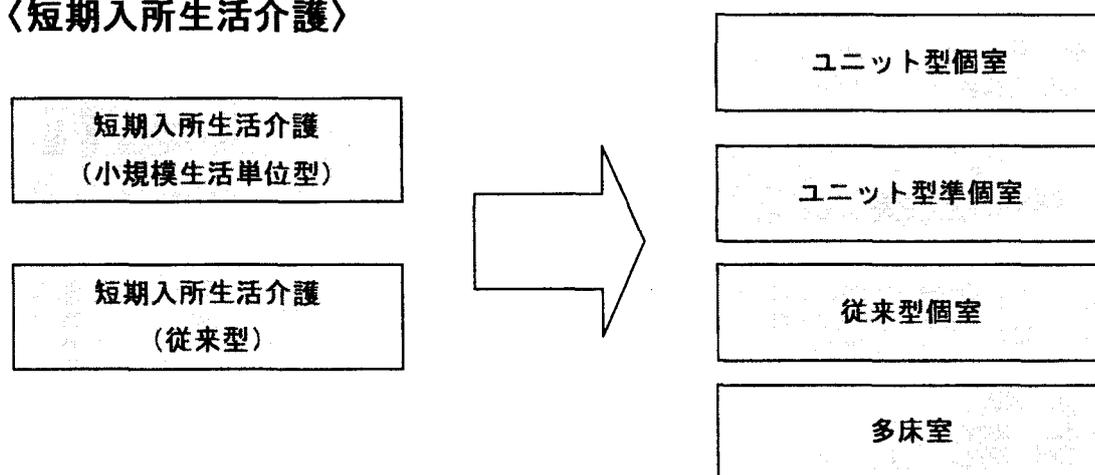
	完全な個室	準個室
居室面積	13.2㎡以上	10.65㎡以上
居室間を隔てる壁	○壁は天井との間で隙間なし。 ○可動ではない。	○壁上部が天井から一定程度あいていても可。※ 視線の遮断が前提。 ○可動ではない。 ※ プライバシー確保のために適切な素材であることが必要。

## 2. 短期入所生活・療養介護に係る居宅介護（支援）サービス費

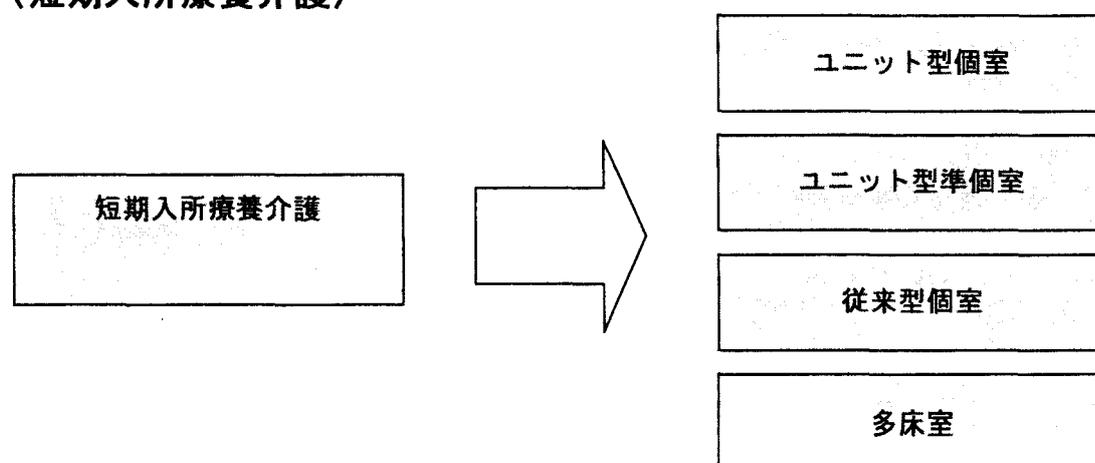
### （1）居住費の水準の考え方

- 今回の見直しにおいては、報酬から控除する「居住費」については、居住環境に応じて設定。
- 居住環境という観点から見ると「多床室」と「個室」とは相当の差異があることから、報酬から控除する「居住費」の水準については、個室については、「室料相当＋光熱水費相当」を、多床室については、「光熱水費相当」を、それぞれ「居住費」の水準として設定。
- 短期入所生活・療養介護についても、居住環境の違いに応じ、報酬類型を4類型とする。

#### 〈短期入所生活介護〉



#### 〈短期入所療養介護〉



## (2) 具体的な控除範囲・水準及び基準

○ 短期入所生活・療養介護それぞれについて、介護報酬から控除する「居住に要する費用」の範囲・水準については、次のとおりとする。

①ユニット型個室	室料＋光熱水費相当	円／日・人
②ユニット型準個室	室料＋光熱水費相当	円／日・人
③従来型個室	室料＋光熱水費相当	円／日・人
④多床室	光熱水費相当	円／日・人

施設介護サービス費を日割り

## これまでの主な意見と考え方

### (1) 施設サービス費の見直し（多床室関係）

- 多床室の報酬からも減価償却費を一部でも控除すべきではないか。
- 多床室の報酬の方が、ユニット型個室の報酬よりも高くなるのは、個別ケア推進の方針と矛盾するのではないか。
- 多床室にも4人部屋、8人部屋とある中で、同じ報酬設定でよいのか。

#### 〈厚生労働省としての考え方〉

- 今回の見直しにおいては、現行報酬から控除する「居住費」の範囲・水準については居住環境に応じて設定することとし、多床室についてはその居住環境から見て「光熱水費相当」を居住費と設定したものであり、国会審議の中でもその旨説明してきている。
- 今回の見直しは、介護保険法改正の10月施行に伴う改定（＝居住費用の保険外化）であるため、多床室におけるケアの評価は行っていないが、ユニット型個室におけるケアの評価とのバランスも含め、今後、平成18年4月の報酬改定に向け、介護給付費分科会でご議論いただく。
- 居住環境の違いをどこまできめ細かく報酬設定に反映させるかについては、一方で報酬体系のわかりやすさ、簡素化との兼ね合いで判断したものであり、多床室については、大半が4人部屋であることも踏まえ、一本の報酬としたもの。なお、多床室におけるケアの評価の在り方については、今後、平成18年4月の報酬改定に向け、介護給付費分科会でご議論いただく。

### (2) 施設サービス費の見直し（従来型個室関係）

- 従来型個室については、現行の負担や居住環境に配慮し、何らかの経過措置が必要ではないか。
- 年金との調整という趣旨からすれば、本来、従来型個室の経過措置は不要ではないか。
- 従来型個室の経過措置は、一度退所すると適用されないため、現在の入所者の長期入所を助長することになるのではないか。

#### 〈厚生労働省としての考え方〉

- 従来型個室の報酬の適用については、現行の特別な室料の基準や実態等を踏まえ、一定の場合に経過措置を講ずる。

## (参考) 従来型個室の経過措置の概要

- 従来型個室に対する報酬の適用については、現行の特別な室料の基準や実態等を踏まえ、既入所者について、一定期間、多床室と同額の報酬を適用し、利用者負担については光熱水費相当とするなど、一定の経過措置を講ずることとする。

### 従来型個室の報酬適用に係る経過措置について

#### ①従来型個室の既入所者について

対象者の範囲：平成17年10月1日時点において現に個室に入所している者のうち、過去1ヶ月間にわたり、継続して個室を利用し、かつ、特別な室料を支払っていない者

報酬：多床室と同額の報酬を適用

利用者負担：光熱水費相当

特別な室料：支払いを求められない

※ 上記の措置の在り方については、実施状況等を踏まえ、平成21年度の介護報酬改定時に改めて検討

#### ②従来型個室の新規入所者について

対象者の範囲：①感染症や治療上の必要など、施設側の事情により個室の入所が必要な場合であって、個室への入所期間が30日以内である者

②居住する居室の居住面積が、一定以下(※)である者

※ 特養は10.65㎡、老健は8㎡、介護療養型医療施設は6.4㎡

③著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者

報酬：多床室と同額の報酬を適用

利用者負担：光熱水費相当

特別な室料：支払いを求められない

※ 上記の措置の在り方については、実施状況等を踏まえ、平成21年度の介護報酬改定時に改めて検討